

管理協 04-008

令和4年4月1日

会員各位

一般社団法人マンション管理業協会
業務部

改正個人情報保護法に基づく対応について

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は協会業務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律が、令和4年4月1日に施行された件について、国土交通省より通知がありましたのでお知らせいたします。

改正法により、これまでは、以下の様な個人情報等漏えい事案が発生した場合、原則、個人情報保護委員会への報告することとなっておりましたが、個人情報保護委員会及び本人への通知が義務（改正後の法第26条第1項）となりました。なお、国土交通大臣免許事業者であるマンション管理業者においては、漏えい等事案が生じた場合、これまで通り、地方整備局長又は北海道開発局長並びに沖縄総合事務局にご報告のうえ、併せて当協会へも報告いただくようお願いいたします。

つきましては、関係部署へのご周知方、お取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

記

1. 報告の対象となる漏えい事案が発生した場合とは

- ① 要配慮個人情報の漏えい等が発生し又は発生したおそれがある場合
- ② 個人データの漏えい等により財産的被害が発生し又は発生したおそれがある場合
- ③ 不正のアクセス等故意により個人データの漏えい等が発生し又は発生したおそれがある場合
- ④ 個人データに係る本人の数が1,000人を超える漏えい等が発生し又は発生したおそれがある場合

2. 個人情報等漏えいの事案が発生した場合の対応について

<当協会会員会社専用ホームページ>

<http://www.kanrikyo.or.jp/membership/office/29-055gyoumu.html>

3. 添付資料

- ① 【別添 1】権限委任先府省庁等の変更について
- ② 【別添 2】個人情報保護法に基づく権限の委任について
- ③ 【別添 3】個人情報保護法に基づく権限の委任を行う業種等及び府省庁並びに当該業種等における漏えい等事案発生時の報告先
- ④ 【別添 4】地方支分部局の長等への権限の委任の状況
- ⑤ 【別添 5】地方公共団体の長等が処理する事務
- ⑥ <業界>【別紙】

以上

<本通知に関するお問い合わせ>
一般社団法人マンション管理業協会
業務部 後藤 TEL (03)-3500-2721